

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 県単河川調査事業に伴う設計業務

(2) 箇所名

県内一円

(3) 業務の目的

近年、水害が激甚化・頻発化している状況下において、さらなる水害リスクの増大に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換が図られている。

本業務では、長野県管理河川の流域において、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（以下、流域治水関連法）の枠組を活用して流域治水を本格実践する特定都市河川指定に資する基礎情報等の整理、分析を行うことを目的とする。

(4) 業務概要

流域治水基礎調査・分析 一式

(5) 業務内容

1) 計画準備

本業務の目的、内容、検討の経緯を的確に把握し、業務を遂行するために必要な資料を整理し、具体的な業務内容及び作業工程について計画立案する。

2) 関連資料の収集・整理

業務を実施する上で必要な資料の収集と整理を行う。なお、整理項目には以下を含めること。

- ・地域特性 ・計画規模 ・現在の整備状況（河道、ダム等）
- ・水害発生状況 ・氾濫形態 ・土地利用状況、氾濫原の資産状況
- ・関係法令（建築基準法、都市計画法など）、関係計画の整理

3) 流域治水に関する先進事例の収集・整理

全国の流域治水の先進事例について、収集・整理を行う。収集事例には、特定都市河川浸水被害対策法に関する事例を含めること。

4) 特定都市河川指定候補河川の抽出

既に概略調査により抽出した、特定都市河川の指定候補となり得る 10 河川について、各指定要件を再度調査・検討を行い、精査する。

指定候補となり得る河川について、以下の 3 項目の指定要件に関する整理を行う。

○都市部を流れる河川

○著しい浸水被害が発生した又はその恐れがある

○河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難

・市街化率に関する整理

流域全体、流入河川別の市街化率を整理する。整理結果を基に、市街化率が概ね 5 割以上となるかを確認する。

・浸水被害に関する整理（バックウォーターや排水制限に伴う内水被害も含む）

過去の浸水被害実績を整理し、被害額としてまとめる。また、現在の対策実施状況についても整理を行う。

・河道整備に関する整理

地形、地質、環境の点から、河道改修が困難な河川を把握する。

5) 浸水被害メカニズムの整理・検討

4) で選定した候補河川を対象に、浸水被害が発生した出水（2 出水程度）を対象に、浸水被害の要因分析を行う。

6) 現況流下能力の整理・検討

4) で選定した候補河川を対象に、既往検討結果より現況流下能力の整理を行う。また、拡幅後の河道を設定し、事業量を検討する。

7) 総合評価

6) までの検討結果を踏まえ、順位付けをした上で、特定都市河川指定を優先的に実施すべき河川を選定する。選定した河川は、建築基準法、都市計画法など、関連法令・計画を整理の上、特定都市河川の指定範囲、目標、期間等の方向性について検討を行い、流域水害対策計画の概略素案を作成する。

8) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。なお、概要版についても作成すること。

(6) 技術提案を求める具体的内容

1. 県管理河川における特定都市河川指定候補河川の抽出にあたっての特性把握の手法について
2. 候補河川における浸水被害メカニズムや現況流下能力の整理・検討における留意点とその解決策について
3. 候補河川における流域水害対策計画の概略素案の作成において、重視すべき着眼点とその反映方法について
4. 効率的な業務の履行に向けた実施方針及び工程計画

- (7) 履行期限 契約日の翌日から約 210 日間
- (8) 業務実施上の要件
 - 1) 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
 - 2) 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。
 - 3) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
 - 4) 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。
- (9) 成果品
 - 1) 電子媒体 2部
 - 2) 紙媒体 2部
- (10) 業務予算額 概ね 16,940 千円 (税込)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。
- (2) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づく建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）登録を受けていること。
- (4) 公告日時点で所属技術者が 3 名以上いること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下、「他の対象業務」という）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種業務の実績を有すること。

特定都市河川の指定に向けた検討業務の実績を有していること。

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 20 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。

(13) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していること。

イ 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していること。

ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力がなないこと。

(14) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(15) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(16) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(17) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(18) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（17）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式 様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式 様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、R C C Mとする。

③ 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記

入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況は登録通知、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部河川課計画調査係

(係長) 池田 元栄 (担当) 下川 雄央

電話 026-235-7310

ファクス 026-225-7069

メール kasen@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年6月13日(火)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野 の技術職員の在籍状況	・有資格職員はいるか
3 同種業務実績 (会社)	・同種業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の 実績はあるか
4 配置予定技術者	・配置予定技術者の予定	・必要な資格を有しているか。

		技術士 建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋)
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> 再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) 再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力を求める業務内容は適正か (最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) 技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由 (非該当理由) を書面により、河川課長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日 (長野県の休日を定める条例 (平成元年条例第 5 号) 第 1 条に規定する休日 (以下「休日」という。) を含めない。) 以内に、書面 (書式自由) により、河川課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日 (休日を含めない。) 以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
 - ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 原則として F A X (回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること) とします。なお、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則として F A X による。

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名 (参加要件資料審査結果表) は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

- (1) 技術提案書の作成様式 様式 7 号による。
- (2) 技術資料の作成様式 様式 8 号による。
- (3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 20 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。)
- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手

持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和5年6月14日(水)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和5年6月19日(月))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年6月28日(水)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料の提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和5年7月7日(金)(変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の資料、持ち込みは認めません。

(注) 上記(6)において、一堂に会してプレゼンテーションを行うことを予定していますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、会議室でのプレゼンテーションに替えて、Web会議等で実施する可能性もあります。

詳細につきましては、後日、参加申込者に通知しますので、あらかじめご承知おきください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (15点)	管理技術者 (7点)	資格	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) ②技術士 建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋)
		同種業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績
		手持ち業務量	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (3点)	資格	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) ②技術士 建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋)
		同種業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者のいずれかとして従事した実績
		手持ち業務量	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (5点)	資格	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋) ②認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門 RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門
		同種業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかとして従事した実績
		手持ち業務量	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
費用 (15点)	費用の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか
技術提案の内容 (50点)	技術提案の的確性 (5点)		<ul style="list-style-type: none"> 技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか。
	提案された技術内容を的確性・実	1. 県管理河川における特定都市河川指定候補河川の抽出にあたっての特性把握の手法について	<ul style="list-style-type: none"> 的確性、実現性に優れた提案内容であるか

	現性の視点 で評価する (45点)	2. 候補河川における浸水被害メカニズムや現況流下能力の整理・検討における留意点とその解決策について 3. 候補河川における流域水害対策計画の概略素案の作成において、重視すべき着眼点とその反映方法について 4. 効率的な業務の履行に向けた実施方針及び工程計画	
技術者の技術力 及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、 技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案 の整合性 (10点)	採用すべき優れた技術提案 に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。
評価点の合計結果 (100点)			

注1) 配置予定の技術者数は、複数配置(3名まで)する場合であっても、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、河川課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、河川課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、河川課長に対して非特定理由についての説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明を求めた書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。